平成 28 年度後期 (第 5 期) 官民協働海外留学支援制度~トビタテ! 留学 JAPAN 日本代表プログラム~ 地域人材コース「沖縄からアジアへトビタテ! 留学 JAPAN プロジェクト」

募集要項

「沖縄県内」の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「沖縄産学官協働人財育成円卓会議」では、平成 28 年度後期(第 5 期)官民協働海外留学支援制度~トビタテ! 留学 JAPAN 日本代表プログラム~「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

<官民協働海外留学支援制度~トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム~について>

官民協働海外留学支援制度~トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム~(以下「本制度」という。)は、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)が、"産業界を中心に社会で求められる人材"、"世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材"の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)に在籍する 日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留 学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場と しての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びを焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・トビタテ!留学 JAPAN ウェブサイト: http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html
- ・日本代表プログラムウェブサイト: http://www.tobitate.mext.go.jp/program/index.html

<「地域人材コース」について>

地域人材コース(以下「本コース」という。)は、海外留学と地域企業等でのインターンシップ を組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材(グローカル人材)の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、 地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム(地域協議会)が主体となって行います。したがって、<u>本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域(都道府県、政令指定都市又は中核市)の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。</u>

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、沖縄県内の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する沖縄産学官協働人財育成円卓会議(以下「本協議会」という。)が実施する「沖縄からアジアへトビタテ!留学 JAPAN プロジェクト」(以下「本事業」という。)で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

本事業では、沖縄21世紀ビジョンを踏まえ、「異文化理解力」や「強い意志力」をもった将来の沖縄産業界を牽引するグローバル人材、特にアジアとの架け橋となる人材の育成を目的として、地域企業(産)、大学等(学)及び沖縄県等(官)の連携によりアジア各国でのインターンシッププログラムを提供します。

2. 事業の概要

本事業は、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生のうち、沖縄県内の大学、 大学院、短期大学、高等専門学校(4年生以上)、専修学校(専門課程)に在籍している学生、あるい は沖縄県外の大学等に在籍している学生で沖縄県に本籍を有している者に対し、当該国でのインター ンシップに必要な経費の一部を奨学金等として支援するとともに、留学経験の質を高めるため、留学 前後に沖縄県内で行う事前オリエンテーション・事後報告会の提供、及び留学後の継続的な学習や交 流の場としての留学生のネットワーク(以下「留学生ネットワーク」という。)の提供を行います。

本事業では、「沖縄21世紀ビジョン」や沖縄県内産業・経済界の意向を踏まえ、沖縄の地域特色を生かした新リーディング分野「国際観光人材」、「国際IT人材」、「国際物流人材」の育成、また沖縄の産業振興・経済発展に資する多様な分野での人材育成を目標として、アジア各国に学生を派遣し、語学研修及び現地企業でのインターンシッププログラムや企業課題のリサーチを行います。さらに、海外派遣前に県内企業で事前研修としてインターンシップを行うことで県内企業や関連産業についての理解を深め、海外研修後に再び県内企業でのインターンシップを実施し、海外でのインターンシップの経験や企業課題のリサーチのフィードバックを行います。また、アジア各国でのインターンシッププログラム等を通して異文化理解力の向上を図るとともに、トビタテ!留学 JAPAN 日本代表として日本、沖縄の魅力を積極的に世界に発信する取組も行います。

これらの実践活動を通して、将来沖縄県の新リーティング産業の育成に貢献できる人材、グローバルリーダーの育成を目指します。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素 養を身につけようという意欲を有する人材
 - 世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - 社会のために貢献したいという高い志
 - ・自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - 失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - 様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修や派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における 諸活動(独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流、留学活動の内容や成果を広く社会に 発信する活動等)に主体的に参画する人材
- (4) 沖縄21世紀ビジョン※を担う人材
 - ①時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう、平和で豊かな「美ら島」 おきなわを創造する人材
 - ②今後の沖縄県の産業振興の柱となる沖縄とアジアの架け橋となる人材
 - ※沖縄21世紀ビジョンより抜粋

グローバル経済が進展し、世界経済成長の原動力がアジアにシフトしている状況を踏まえ、ア ジアや世界を大きく視野に入れ、本県の経済を担う移出型産業、域内産業に対する施策、魅力あ る投資環境を整備し県内投資を呼び込む施策、多様な産業の展開を担う人材、伝統文化、自然、 生物資源など沖縄の様々な資源を活用し、涵養していく施策を戦略的に展開していくことが極め て重要です。

http://www.pref.okinawa.jp/21vision/

- (5) 沖縄の産業界における以下の重点分野を主体に、アジアを中心にグローバルに活躍できる人材
 - ①国際観光人材・・・・ 観光系(サービスイノベーション人材)
 - ②国際IT人材 ・・・ 情報系(ブリッジSE人材)

③国際物流人材 ・・・ 物流系 (中継貿易人材)

④地域発展人材 ・・・ 沖縄の産業振興・経済発展に資する人材(分野自由選択)

4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、沖縄県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校(4 年生以上)、専修学校(専門課程)(以下「大学等」という。)に在籍している学生、あるいは沖縄県外の大学等に在籍している学生で沖縄県に本籍を有している者で、将来沖縄県内の企業へ就職する等、地域社会への貢献意識が強い学生で本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

(1) プログラムの内容

<地域独自プログラム>(「別紙4」参照)

『沖縄からアジアヘトビタテ!留学 JAPAN プロジェクト』

1) プログラムテーマ:沖縄県の新リーディング産業の育成に貢献できる人材育成

①国際観光人材 ・・・ 観光系(サービスイノベーション人材)

②国際 I T人材 ・・・ 情報系 (ブリッジS E人材)

③国際物流人材 ・・・ 物流系(中継貿易人材)

④地域発展人材 ・・・ 沖縄の産業振興・経済発展に資する人材(分野自由選択)

2)派遣国: 各コースともアジア諸国(上海、台湾、香港、ベトナム、マレーシア、インドネシア等) へ派遣する。インターンシップ先については、各地域の当該分野(国際観光、IT、物流企業等) の関係企業に派遣し、地域の企業と連携したグローバル人材の育成を推進していく。

①国際観光人材: ホテル・旅行代理店等

②国際 I T 人材:情報 • IT 関連企業等

③国際物流人材: 物流•運輸関連企業等

④地域発展人材:希望によって業種決定

3)目的:

- ①海外留学のプログラムとしては、前半の1か月を語学研修及び異文化体験、企業課題等のリサーチ、後半の2か月は、海外企業インターンシップを実施する。
- ②語学研修は、インターンシップ先の要望を聞き、業務に必要な言語研修(英語又は現地語)を 1 か月実施する。
- ③海外留学のインターン先は、可能な限り、地域の当該企業(国際観光、IT、物流企業等)と 関係性のある企業を選定し実施する。
- ④地域企業の課題テーマ等については、海外留学中にリサーチ等を実施する。

4) 概要

【留学プログラム(3か月)】

- (7) 語学学校及び異文化体験、企業課題等のリサーチ(1か月)
 - ①英語又は現地語の研修
 - ②現地人との交流と異文化体験
 - ③地域企業の課題等のリサーチ実施
- (イ)企業インターンシップ(2か月)
 - ①観光、IT、物流関連企業等でのインターンシップを実施
 - ②海外インターンシップ企業にて、国際的なビジネス業務の研修を実施
 - ③地域企業の課題等のリサーチ実施

5) 事前オリエンテーション

(7)目的:

オリエンテーション①(1日)では、海外留学の全体スケジュール、異文化理解、グローバルリーダーの動機づけ等を行い、オリエンテーション②(1日)では、留学計画の作成や渡航前の注意事項等の研修を実施する。

(1) 概要:

【オリエンテーション①(1日)】

- ①オリエンテーション
- ②異文化理解、国際環境の変化
- ③グローバル・リーダーの動機づけ

【オリエンテーション②(1日)】

- (1)地域企業課題テーマ等の調査項目の整理
- ②留学計画の作成(留学目標、企業課題の調査方法、全体スケジュール等)
- ③留学国の事前情報の収集(経済、歴史、文化、宗教、リスク、県人会等)
- ④渡航前の注意事項等 (病気、事故、トラブル時の対応)

6) 事前・事後インターンシップ(少なくとも事前事後合わせて 20 日間以上実施)

(7)目的:

事前の地域企業インターシップでは、当該企業の業務内容の体験や当該企業の国際化等に関する現状の課題を留学生に与え、海外留学を通して、企業課題テーマ等に関する情報収集や解決案を検討する。また、事後の地域企業インターシップでは、当該企業に対し、海外情報の提供や企業課題解決案を含む、リサーチ内容をフィードバックする。

(1) 概要

【事前:地域企業インターンシップ(15~17日)】

①国際ビジネスを展開している観光、IT、物流関連等の地域企業等にて、インターンシッ

プを実施する。

- ②具体的なインターンシップの内容は、企業担当者と調整し研修プログラムを作成する。
- ③事前に、当該地域企業にて業務体験型インターンシップを実施する。その研修の中で、留学 生に対して企業課題等のリサーチ・テーマを与える。

【事後:地域企業インターンシップ(3~5日)】

①県内企業事前インターンシップ、海外企業インターンシップの報告、企業課題等のリサーチ・ テーマのフィードバック等を実施する。

7) 事後報告会

(7)目的:

帰国後の研修は、地域での事後研修(2日)として、留学後の振り返り、企業課題等の調査報告書の作成や留学成果報告会のプレゼン資料の作成などを実施する。

なお、報告会終了後、「第1回地域コミュニティー交流会」を開催する。

(イ)概要

【事後報告会(研修①)】(1日)

- ①留学体験の振り返り
- ②企業課題テーマ等の調査内容(まとめ)
- ③企業課題テーマ等の調査報告書の作成
- ④留学体験報告会の作成

【事後報告会(研修②・留学成果報告会)】(1日)

- ①留学成果発表準備
- ②留学成果報告会の開催 (地域支援企業を招待)
- ③地域コミュニティー交流会の開催
- ※プログラムテーマの選択については、所属する学部・学科や専門分野は問いません。
- ※原則、事前、事後インターンシップは、同じ企業とします。また、海外インターンシップ先企業は、 沖縄の企業と取引のある企業や提携した企業、あるいは現地関連分野企業を予定しています。
- ※地域インターンシップ先や海外インターンシップ先について、自ら希望する候補企業がある場合には、内諾を得てテーマに沿った計画を記載してください。なお、受入先の最終決定については、本協議会が行います。
- ※また、自ら地域インターンシップ先や海外インターンシップ先の候補企業を選定できない場合には、 本協議会(事務局)が調整を行っていますので、適宜お問合せください。

<日本代表プログラム>

本プログラムは「トビタテ!留学 JAPAN 日本代表プログラム」の 1 コースですので、日本学生支援機構が行う事前・事後研修に各 1 回参加することが義務付けられています。

事前・事後研修は、関東及び関西で予定されています。事前研修は平成28年8月上旬~中旬(8月~12月出発予定の派遣留学生)が予定されています。

※詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照

	①地域企業		③地域企業
分野	事前	②海外実践活動	事後
	インターンシッ		インターンシップ
	プ		
①国際観光	■15~17 日間	■1 か月(H28.10.3~10.28)	■3~5 日間
人材コース	(H28.8.29~9.21)	午前:語学研修	(H29.1 月中・下旬)
	観光関連企業	午後:観光関連企業の課題研究	観光関連企業
	インターンシッ		インターンシップ
	プ	■2 か月(H28.10.31~12.23)	〔海外インターンシップ・
	《沖縄県内ホテ	観光関連企業のインターンシップ	企業課題報告〕
	ル・旅行代理店等》	《アジア派遣国ホテル・旅行代理店	《沖縄県内ホテ
		等》	ル・旅行代理店等》
②国際 IT	■15~17日間	■1 か月(H28.10.3~10.28)	■3~5 日間
人材コース	(H28.8.29~9.21)	午前:語学研修	(H29.1 月中·下旬)
	IT関連企業	午後: I T関連企業の課題研究	IT関連企業
	インターンシッ		インターンシップ
	プ	■2 か月(H28.10.30~12.23)	〔海外インターンシップ・
	《沖縄県内情	I T関連企業のインターンシップ	企業課題報告〕
	報・IT 関連企業等》	《アジア派遣国情報・IT 関連企業等》	《沖縄県内情報·IT
			関連企業等》
③国際物流	■15~17 日間	■1 か月(H28.10.3~10.28)	■3~5 日間
人材コース	(H28.8.29~9.21)	午前:語学研修	(H29.1 月中•下旬)
	物流関連企業	午後:物流関連企業の課題研究	物流関連企業
	インターンシッ		インターンシップ
	プ	■2 か月(H28.10.30~12.23)	〔海外インターンシップ・
	《沖縄県内物	物流関連企業のインターンシップ	企業課題報告〕
	流・運輸企業等》	《アジア派遣国物流・運輸企業等》	《沖縄県内物流・運
			輸企業等》
④地域発展	■15~17日間	■1 か月(H28.10.3~10.28)	■3~5 日間
人材コース	(H28.8.29~9.21)	午前:語学研修	(H29.1 月中•下旬)
	希望業種企業	午後:希望業種企業の課題研究	希望業種企業
	インターンシッ	,	インターンシップ
	プ	■2 か月(H28.10.30~12.23)	〔海外インターンシップ・
		希望業種企業のインターンシップ	企業課題報告〕

(2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

①平成28年8月19日から平成29年3月31日までの間に諸外国において留学が開始される計画(原則、平成28年10月3日とする。)

なお、日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加しないと留学を開始できませんの で、注意してください。

- ②諸外国における留学期間が3か月の計画(原則、平成28年10月3日~平成28年12月23日とする。)
 - ※留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国 にかかる期間は留学期間に含まれません。
- ③留学先における受入れ機関(以下「留学先機関」という。)が存在している計画
- ④在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ⑤留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画 ※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

本プログラムの選考における審査は、"日本、沖縄の産業界を中心に社会で求められる人材"、"世界、特にアジアで、又はアジア、世界を視野に入れて活躍し、沖縄の産業の発展に貢献できる人材"、 "日本、沖縄の良さを世界に発信し、沖縄から世界に貢献したいという意欲を持つ人材"を育成するという観点を審査の基本方針とします。

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料(以下「奨学金等」という。)が支給されます。

- (1) 奨学金等の内訳
- ※詳細は別紙1-1及び別紙1-2参照。
- (2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

8. 支援予定人数

計 8 名 (予定)

- ※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。
- ※日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の1割程度を上限として支援します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生のうち、沖縄県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)に在籍している学生、あるいは沖縄県外の大学等に在籍している学生で沖縄県に本籍を有している者で、将来沖縄県内の企業へ就職する等、地域社会への貢献意識が強い学生とし、次の(1)~(10) に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク(留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。)に参加する学生
- (2)日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 原則として、機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生 ※詳細は別紙1-1及び別紙1-2参照
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
 - (注)採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会に連絡してください。その場合、派遣留学生の採用を取り消し、すでに支給している奨学金等の返納を求めます。
- (7) 平成28年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生
- (8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、 本制度による奨学金の支給月額を超えない学生
- (9) 本制度の第1~4期派遣留学生でない学生(高校生コースの支援者は、これに含まない)
 - ※高校生コースで派遣留学生に採択された学生は、支援の対象となります。
 - ※他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金と の併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。
 - ※機構が実施する海外留学支援制度(協定派遣)、(大学院単位取得型)との併給はできません。
 - ※機構が実施する第一種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能ですが、休止 を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行ってください。
- (10) 本制度の平成28年度後期(第5期)の他のコース(理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース)に応募していない学生(既に上記4コースのいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記4コースの応募を取り下げることが可能)
- 10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)~(3)に掲げる要件を全て満たす必要が

あります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した「沖縄からアジアヘトビタテ!留学 JAPAN プログラム」ホームページ から、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在 籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

(1) 「沖縄からアジアヘトビタテ!留学 JAPAN プログラム」ホームページ URL: http://www.tobitateokinawa.com/

(2) 応募学生申請書類(紙媒体・電子媒体)

- ①平成 28 年度後期(第 5 期)官民協働海外留学支援制度留学計画書(様式 1) ・・・・ 1 部
- ②自由記述申請書及び留学先機関の受入れ許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し …1部
 - ※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は在籍大学等にて設定されますので、在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

- ※申請書類は全て A4 サイズに統一して作成してください。
- ※申請書類(紙媒体・電子媒体)は日本語で作成してください。
- ※1 ファイル当たりデータ量を2MB以内におさえて作成してください。
- ※申請書類(紙媒体・電子媒体)の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。欠落(不足)や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ(予定)

在籍大学等への提出期限:在籍大学等で設定された期限

本協議会への提出期限 : 平成 28 年 4 月 15 日 (金) 17 時必着

書面審査 (一次審査): 平成28年4月

書面審査結果の通知 : 平成28年5月

在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査(二次審査):平成28年5月13日(金)

場所: 琉球大学

審査方法:グループ・ディスカッション

プレゼンテーション

個人面接

採否結果の通知 : 平成28年6月中旬

事前オリエンテーション①: 平成29年8月24日(水)

事前インターンシップ: 平成28年8月29日(月)~9月21日(水)(15~17日間)

事前オリエンテーション②: 平成28年9月23日(金)

日本代表プログラムの事前研修(1泊2日)

平成28年8月~12月に留学を開始する派遣留学生

関東会場 (予定)

①平成28年8月1日(月)、2日(火)

②平成28年8月3日(水)、4日(木)

③平成28年8月6日(土)、7日(日)

④平成28年8月8日(月)、9日(火)

関西会場 (予定)

⑤平成28年8月11日(木)、12日(金)

※①~⑤のいずれかに参加していただきます。

海外留学の開始 : 平成 28 年 10 月 3 日 (月) (出発日が若干前後する可能性あり)

海外留学の終了: 平成 28 年 12 月 23 日 (金) (出発日が若干前後する可能性あり)

事後研修 平成 29 年 1 月 12 日 (木)

事後インターンシップ: 平成28年1月中~下旬(3~5日間)

事後報告会: 平成29年2月10日(金)

平成28年度 沖縄からアジアヘトビタテ! 留学JAPAN [年間スケジュール] (予定)

項目	年月日
募集期間	平成28年2月上旬~4月15日(金)
書面審査期間	平成28年4月18日(月)~4月28日(木)[書面審査結果通知]
選考日(面接)	平成28年5月13日(金)
機構への候補学生推薦	平成28年5月下旬
機構選考委員会決定·合格通知	平成28年6月中旬【機構決定後、地域協議会から学生へ遅知】
[全国]事前研修(2日) [全国]社行会(1日)	平成28年8月初旬[東京] 平成28年8月初旬[東京]
【地域】事前オリエンテーション①(1日)	平成28年8月24日(水)
県内企業インターンシップ(15~17日)	平成28年8月29日(月)~9月21日(水)
【地域】事前オリエンテーション②(1日)・社行会	平成28年9月23日(金)
海外留学(出発)	平成28年10月1日(土)~
海外語学研修(4週間)	平成28年10月3日(月)~10月28日(金)
海外企業インターンシップ(8週間)	平成28年10月31日(月)~12月23日(金)
海外留学(帰国)	平成28年12月25日(日)
【地域】事後報告会(研修①)(1日)	平成29年1月12日(木)
県内企業インターンシップ(3~5日)	平成29年1月中~下旬(県内企業での海外インターン報告)
[地域]事後報告会(研修②·発表)(1日)	平成29年2月10日(金)
【全国】事後研修(1日)	平成29年3月上旬予定(関東・関西)
	募集期間 書面審査期間 選考日(面接) 機構への候補学生推薦 機構選考委員会決定・合格通知 【全国】事前研修(2日) 【全国】社行会(1日) 【地域】事前がルンテーション①(1日) 県内企業インターンシップ(15~17日) 【地域】事前がルンテーション②(1日)・社行会 海外留学(出発) 海外語学研修(4週間) 海外企業インターンシップ(8週間) 海外留学(帰国) 【地域】事後報告会(研修①)(1日) 県内企業インターンシップ(3~5日) 【地域】事後報告会(研修②・免表)(1日)

13. 留学状況報告書の提出と事後研修

派遣留学生は、日本代表プログラムの事後研修受講後1か月以内に「留学状況報告書」を提出していただきます。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。また、原則として帰国後1年以内に、年4回(3月、6月、9月、12月予定)開催する日本代表プログラムの事後研修(1泊2日)のいずれか1回に参加していただきます。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更による支援額の増額は、原則として認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。 変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しに なる場合もありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9.派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果、不採択と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 申請内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議 会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、 在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、 機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

〇独立行政法人日本学生支援機構

ホームページ http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info.html

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター(海外安全担当)」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国・地域の状況から安全な留学が困難と認められる際には、派遣留学生としての支援を見合わせることがあります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください(海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています)。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。(たびレジ: https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/)

[海外安全情報等照会先]

〇外務省領事局 領事サービスセンター (海外安全担当)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL : (代表) 03-3580-3311 (内線 2902、2903)

ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

17. 障害のある学生について

障害のある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する際には事前に在籍大学等を通じて、 本協議会に御相談ください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的 の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び日本学生 支援機構等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

住所: 〒903-0213 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地

琉球大学

総合企画戦略部国際連携推進課

(受付時間: 8時30分~17時15分)

電話:098-895-8979 (トビタテ!留学JAPAN地域人材コース担当)

 $FAX: 098 \hbox{--} 895 \hbox{--} 8102$

メール: tobitateokinawa@gmail.com

平成28年度奨学金等の内訳

<機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生用>

(別紙1-1)

支援内容	支給内容	支給時期
奨学金	 ○留学先地域により次の4つに区分 詳細は別紙3参照 指定都市 200,000 円 乙地区 140,000 円(指定都市、丙地方以外) 丙地区 120,000 円(アジア(一部地域を除く)) ※留学開始月と留学終了月以外の期間は、月額支給とする。 ※留学開始月及び留学終了月については、それぞれの月の留学日数の計によって、下記のとおり支給される。 留学日数計 開始月 終了月 15日未満 × × 15日以上45日未満 ○ × 45日以上 ○ ○ ※ただし、総留学期間が28日未満の場合は、支援の対象外である。 	原則、当該月 に支給
留学準備金	 ○事前・事後研修参加費 事前・事後研修参加のための国内旅費等の一部 ※事前・事後研修は2地区(関東・関西)で開催予定。開催時期、参加会場については、在籍大学等及び本人宛てに別途通知する。 ※在籍する大学等のキャンパスが位置する都道府県に応じて、別紙2のとおり参加費を支給する。 ○往復渡航費 本制度による留学先への渡航及び帰国のための往復渡航費の一部アジア地域 100,000 円 (アフガニスタン、インド、インド、ネシア、韓国、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、台湾、中国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネ 	各研修参加後 に支給 原則、渡航前 に支給
	イ、ベトナム、香港、マカオ、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス) ※他団体等から渡航・帰国にかかる支援を受ける場合は、往復渡航費は支給されません。	1-2/14
授業料	 ○留学先における授業料相当額(学費・登録料) 1年以内の留学 上限300,000円 ※学生交流に関する協定等により、留学先機関において授業料不徴収又は全額免除となっている場合は支給されません。授業料一部免除の場合は、授業料から免除分を除いた差額が支給対象となります。 ※海外の留学先機関が本人宛てに発行した請求書をもって授業料相当額を支払います。ただし、大学間交流協定に基づく交換留学による場合で、留学先機関から在籍大学等宛てに請求があり、その請求に基づき在籍大学等から本人宛てに請求を行う場合は、その請求書に基づき授業料相当額を支払います。 ※授業料相当額(学費・登録料)が明確に区分できない場合は支給されません。 ※宿泊費、食費、渡航費、保険料、ビザ申請料、空港諸税、留学中の交通費・通学費・旅費、大学運営経費、研究室運営経費、教材費、実験機器購入費、留学斡旋業者手数料は授業料相当額に含みません。 	原則、留学開 始前に支給

- (注)派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、 在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。
 - ・奨学金: 「原則、平成28年度中支給予定分を一括で、沖縄産学官協働人財育成円卓会議から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
 - ·留学準備金(事前·事後研修参加費):

「事前・事後研修への参加確認後に、沖縄産学官協働人財育成円卓会議から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

•留学準備金(往復渡航費):

「渡航前に、沖縄産学官協働人財育成円卓会議から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

・授業料: 「原則、奨学金の支給に合わせて、授業料発生前に沖縄産学官協働人財育成円卓会議から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

平成28年度奨学金の内訳 <機構第二種奨学金に掲げる家計基準を**超える学生**用>

(別紙1-2)

※支援予定人数全体の内1割程度を支援予定

支援内容	支給内容	支給時期
奨学金	○留学先地域を問わず一律 100,000 円 上記以外は、機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生と同じ	原則、当該月 に支給
571 244	○事前・事後研修参加費機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生と同じ	各研修参加後 に支給
留学 準備金	○往復渡航費 機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生と同じ	原則、渡航前 に支給
授業料	○留学先における授業料相当額(学費・登録料)機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生と同じ	原則、留学開 始前に支給

- (注)派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて、それぞれ以下のとおり行う。なお、奨学金については、 在籍大学等において毎月(回)在籍確認を行った上で支給する。
 - ・奨学金: 「原則、平成28年度中支給予定分を一括で、沖縄産学官恊働人財育成円卓会議から在籍大学等へ送金」→「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
 - ·留学準備金(事前·事後研修参加費):
 - 「事前・事後研修への参加確認後に、沖縄産学官協働人財育成円卓会議から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
 - •留学準備金(往復渡航費):
 - 「渡航前に、沖縄産学官協働人財育成円卓会議から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」
 ・授業料:「原則、奨学金の支給に合わせて、授業料発生前に沖縄産学官協働人財育成円卓会議から在籍大学等へ送金」 → 「在籍大学等から派遣留学生へ支給」

事前•事後研修参加費支援内容

会場	大学等(キャンパス)が位置している都道府県	支援内容 (前泊なし)	支援内容 (前泊あり)
	北海道、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	50,000円	54,000円
	鳥取県、島根県、山口県、徳島県、愛媛県、香川県、高知県	40,000円	44,000円
	青森県、秋田県、広島県	25,000円	29,000円
関	岩手県、福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県	20,000円	24,000円
東	宮城県、山形県、富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県	15,000円	19,000円
	新潟県、福島県、長野県	10,000円	14,000円
	茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県	5,000円	9,000円
	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	0円	0円
	北海道	60,000円	64,000円
	青森県、岩手県、秋田県、沖縄県	50,000円	54,000円
	長崎県、宮崎県	40,000円	44,000円
	宮城県、山形県、福島県、新潟県、大分県、鹿児島県	30,000円	34,000円
関	栃木県、群馬県、熊本県	25,000円	29,000円
西	茨城県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県、佐賀県	20,000円	24,000円
	山梨県、長野県、山口県、愛媛県	15,000円	19,000円
	富山県、静岡県、広島県、島根県、高知県	10,000円	14,000円
	福井県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県	5,000円	9,000円
	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	0円	0円

^{※「}前泊あり」の支援は、事前・事後研修実施日程の都合上、前泊しなければ機構指定の集合時間に参集できない場合に限る。

留学先地域による奨学金月額

地区	地域名·都市名	地区	地域名·都市名
指定都市	アビジャン アブダビ クウェート サンフランシスコ シンガポール ジッダ ジュネーブ ニューヨーク パリ モスクワ リヤド ロサンゼルス ロンドン ワシントン	乙地方	指定都市、甲地方、丙地方以外の地域 【主な都市】 ウェリントン クアラルンプール サンクトペテルブルク シドニー ジャカルタ ソウル ソフィア タシケント バンコク プラハ ブダペスト マニラ メルボルン ヤンゴン
甲地方	・北米・欧州・中近東(アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、ジョージア(旧グルジア)、クロアチア、コソボ、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ロシアを除く)	丙地方	・アジア(インドシナ半島(シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む)、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ、香港 <u>を除く</u>)・中南米・アフリカ
	【主な都市】 アムステルダム アンカレッジ ウィーン ヴァンクーバー エルサレム コペンハーゲン シアトル シカゴ チューリッヒ トロント ニューオリンズ ハンブルグ フランクフルト ブラッセル ホノルル ボストン マドリッドモントリオール ローマ		【主な都市】 カイロ ケープタウン サンパウロ 上海 台北 ナイロビ ブエノスアイレス 北京 メキシコシティー リオデジャネイロ リマ

平成27年6月5日改定

プログラムの内容(平成28年度)

「沖縄からアジアへトビタテ!留学 JAPAN プロジェクト」では、沖縄21世紀ビジョンを踏まえ、「異文化理解力」や「強い意志力」をもった将来の沖縄産業界を牽引するグローバル人材、特にアジアとの架け橋となる人材の育成を目的として、①「国際観光人材育成コース」、②「国際 IT 人材育成コース」、③「国際物流人材育成コース」、④「地域発展人材コース」の4つの分野のプログラムを用意しています。

<派遣留学生が行うこと>

4つのコースから1つを選択し、その分野の沖縄県地域企業での事前インターンシップ、海外実践活動及 び事後インターンシップを組み合わせたプログラムを実践します。

<応募に当たって>

以下に記載する4つのコースの①事前インターンシップ、②海外実践活動、③事後インターンシップについて、具体的な活動やミッションを自ら設計し、留学計画書に記載してください。

- 1. 留学計画書には、①~④のコースを選択し留学計画のタイトルに記載します。
- 2. 留学計画書には、県内及び海外のインターンシップ受入先企業名及び研修内容等を記載します。
 - (1)事前インターンシップ (15~17日間) ・・・・ 選択した分野の沖縄県内企業
 - (2)海外実践活動(3カ月)
 - ①語学研修と企業課題研究(1カ月間)
 - ②企業インターンシップ(2カ月間)・・・・ 選択した分野の海外企業
 - (3)事後インターンシップ(3~5日間) ・・・・ 選択した分野の沖縄県内企業

※注意

原則、事前、事後インターンシップは、同じ企業とします。また、海外インターンシップ先企業は、沖縄の企業と取引のある企業や提携した企業、あるいは現地関連分野企業を予定しています。また、事前事後インターンシップの日数は少なくとも合計で20日間以上とします。

<具体的な海外インターンシップ・地域インターンシップ先の候補について>

○ 本協議会(事務局)が調整を行っていますので、適宜お問合せください。自ら受入先の希望がある場合は、テーマに沿った計画を記載してください。受入先の決定については、本協議会が行います。

<プログラムの詳細について>

派遣留学生の決定後、本協議会(事務局)と調整していくことになります。

■所属する学部・学科や専門分野は問いません。

	(a) bit, t, N, A, Mills		© bit I N A Alla
	①地域企業		③地域企業
分野	事前	②海外実践活動	事後
	インターンシップ		インターンシップ
①国際観光	■15~17 日間	■1 カ月 (H28.10.3~10.28)	■3~5 日間
人材育成コース	(H28.8.29∼9.21)	午前:語学研修	観光関連企業
	観光関連企業	午後:観光関連企業の課題研究	インターンシップ
	インターンシップ	■2 カ月 (H28.10.31~12.23)	〔海外インターンシップ・
	《沖縄県内ホテ	観光関連企業のインターンシップ	企業課題報告〕
	ル・旅行代理店	《アジア派遣国ホテル・旅行代理店	(H29.1 月中•下旬)
	等》	等》	《沖縄県内ホテル・
			旅行代理店等》
②国際 IT	■15~17 日間	■1 カ月 (H28.10.3~10.28)	■3~5 日間
人材育成コース	(H28.8.29∼9.21)	午前:語学研修	IT関連企業
	IT関連企業	午後:IT関連企業の課題研究	インターンシップ
	インターンシップ	■2 カ月 (H28.10.30~12.23)	〔海外インターンシップ・
	《沖縄県内情報・	IT関連企業のインターンシップ	企業課題報告〕
	IT 関連企業等》	《アジア派遣国情報・IT 関連企業等》	(H29.1 月中·下旬)
			《沖縄県内情報·IT
			関連企業等》
③国際物流	■15~17 日間	■1 カ月 (H28.10.3~10.28)	■3~5 日間
人材育成コース	(H28.8.29∼9.21)	午前:語学研修	物流関連企業
	物流関連企業	午後:物流関連企業の課題研究	インターンシップ
	インターンシップ	■2 カ月 (H28.10.30~12.23)	〔海外インターンシップ・
	《沖縄県内物流・	物流関連企業のインターンシップ	企業課題報告〕
	運輸企業等》	《アジア派遣国物流・運輸企業等》	(H29.1 月中・下旬)
			《沖縄県内物流•運
			輸企業等》
④地域発展	■15~17 日間	■1 カ月 (H28.10.3~10.28)	■3~5 日間
人材育成コース	(H28.8.29∼9.21)	午前:語学研修	希望業種企業
	希望業種企業	午後:希望業種企業の課題研究	インターンシップ
	インターンシップ	■2 カ月 (H28.10.30~12.23)	〔海外インターンシップ。・
		希望業種企業のインターンシップ	企業課題報告〕
			(H29.1 月中・下旬)